令和4年定例会11月第2回会議

豊浦町議会会議録

令和4年11月28日 (月曜日)

午後1時30分 再開

午後2時15分 散会

令和4年定例会11月第2回会議

豊浦町議会会議録

令和4年11月28日(月曜日) 午後1時30分 再開

晃

司君

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第66号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第67号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 発議第8号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

について

日程第7 議案第68号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第6号)について

日程第8 議案第69号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎追加議事日程

日程第1 行政報告

散会宣告

◎出席議員 (7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川

4番 勝木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎説明員

町 長 洋 一 君 村 井 長 副 町 須 田 歩 君 代 表 監 査 委 員 菅 野 厚 志君 総 務 課 長 本 所 淳 君 地方創生推進室長 久々湊 忍 君 地方創生推進室長補佐 英 和君 竹 島 町 民 課 長 竹 林 人 君 善 農 林 課 長 井 上 信 君 政 晋 君 水產商工観光課長 長谷部 建 設 課 長 武 石 修 君
 建
 設
 課
 長
 補
 佐
 藤
 一
 貴
 君

 総合保健福祉施設事務長
 藤
 原
 弘
 樹
 君

◎事務局出席職員

 事
 務
 局
 長
 荻
 野
 貴
 史
 君

 書記(会計年度任用職員)
 齋
 藤
 春
 奈
 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、11月28日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会11月第2回会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定により定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議の宣告

〇議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、1番、山田秀人議員並び に3番、小川晃司議員を指名いたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る11月22日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小川晃司委員長、登壇願います。

○3番(小川晃司君) 議長の許可をいただきましたので、去る11月22日に開催されました議 会運営委員会の協議結果等についてご報告いたします。

令和4年定例会11月第2回会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

会議に付議されている案件については、町長からの提案に係るものとして、条例の一部改正 が2件のほか、補正予算が2件の合わせて4件であります。

また、議会の発議として、議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正が1件であります。

以上のことから、定例会11月第2回会議の会期につきましては、1日間としたところであります。

短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、議 会運営委員長の報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。 委員長報告に対し、質疑はございませんか。 山田議員。

〇1番(山田秀人君) 今回、初めて小川委員長のご報告を受けました。

この議案の内容を見ますと、町長等の給与に関する条例の一部改正とあります。この件について、特にシリアスな問題があるということであります。いわゆる廃棄物処理法違反による町長の責任の取り方としての給与の削減ということで、前回も議論されました。それと相伴って、こういう議案がどういうふうに扱われてくるのかということで、私は今回、特に内容を見ると、

給与等の値上げという案件が上がっております。そういう中で議運としてどういう扱いをしたのか、そこをちょっとお聞きしたいというか、そういう問題があるのではないかということであります。

〇議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時33分再開 午後1時39分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

山田議員の質問に対して、議運の委員長から答弁をいたします。

小川議員。

- **○3番(小川晃司君)** 山田議員がおっしゃられるように、前回の町長の給与に関することについては、議運の中で議題には上がってきませんでした。そのほか、町長のほうから提案がなかったものですから、そのまま議運を進めさせていただいた次第でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会11月第2回会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のとおりであります。

次に、説明員及び委任職員は10名であります。

以上、報告といたします。

◎日程追加の件

〇議長(根津公男君) ここで、次に議案の審議に移るところですが、町長から行政報告の申 出がありましたので、お諮りいたします。

行政報告を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、行政報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎行政報告

○議長(根津公男君) 追加日程第1、行政報告。

町長から行政報告を行う旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。 村井町長。

○町長(村井洋一君) それでは、議長の許可をいただきましたので、新型コロナウイルス感染症に係るクラスター認定について、行政報告を行わせていただきます。

11月8日に、介護老人保健施設において、新型コロナウイルス感染症の罹患が確認され、11

月12日より保健所からクラスター認定を受けたところでございます。

現在の感染者状況は、利用者42名中37名が感染し、20名が治癒、17名が療養中でございます。 職員については、21名中13名が感染し、8名が治癒、5名が療養中となっております。

医師の判断及び保健所の指導の下、施設内の隔離対応並びに職員の出勤停止措置を講じているところでございます。

なお、デイサービスセンターにおいては、11月14日より入浴サービスが必要な方のみ実施し、 移送サービス並びに訪問ヘルパー業務は、通常どおり実施している状況となっております。

また、併設されている豊浦町国民健康保険病院との間で、職員の往来を原則禁止、やまびこ内全職員に自身及び同居家族の体調不良時の速やかな報告と、直接利用者に関わる職員には、 出勤前の抗原検査を義務づけ、施設に持ち込まない対策を講じているところでございます。

- 一日も早い収束に向け、持ち込まない対策を徹底し、感染症の蔓延防止に努めてまいります。 以上、新型コロナウイルス感染症に係るクラスター認定についての報告といたします。 以上でございます。
- ○議長(根津公男君) 町長の行政報告が終わりましたが、特に確認したい事項等があれば発言を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで行政報告を終わります。

◎議案第66号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長(根津公男君) これより、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第66号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第66号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について ご説明いたします。

豊浦町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、令和4年8月8日付で、人事院の国会及び内閣に対する給与勧告があり、勧告どおり、町長等の期末手当についても支給割合を0.10月分引き上げることとしたことから、所要の改正が必要となり、本条例案を提出するものです。

改正条文の朗読を省略し、条例改正と新旧対照表でご説明しますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

まず、第1条関係です。

第4条第2項において、12月支給分の支給月数を100分の202.5から100分の212.5に改正する ものです。

次に、2ページをお開き願います。

第2条関係です。

第4条第2項において、令和5年6月支給分から均等支給割合に変更し、6月及び12月支給 割合を100分の207.5に改正するものです。

議案書の2ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年 4月1日から施行するものです。 以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 先ほどの議運の委員長報告の関連と言えば関連でありますが、町長、議案第66号は町長等の給与に関する条例の一部改正で、我々特別職も入っているのでありますが、当然、趣旨は人勧ということで、それは分からないわけではないです。それでも、これは思い、願い、意識の違いでありますが、たまたま不法投棄、廃棄物処理法違反で略式罰金刑があって、町長の組織的犯罪と様々な文言が載っておりますが、人勧だから分かるのでありますが、これは本来であれば、あのときは否決だったけれども、否決されたから町長の思いは通らなかったけれども、否決されたのだから現状の報酬で遂行していくことに私は何も異存はないのでありますが、ただ、やはり、今までの経緯とそこを鑑みると、この町長の給与だけは現状維持で、今後、町長の給与等の削減などなど、町長の責任の度合いが、これからまた出てくるのか出てこないのかは別問題として、そういう凸凹のあるときに、町長の給料だけは、本来はここに、幾ら人勧といっても、そうすべきではないのかなという思いでいるのですが、そこのところだけ、町長にお尋ね申し上げましょう。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **○町長(村井洋一君)** 今回、人勧ということでございます。人勧は人勧として、私は違う問題だと捉えております。また、先般、11月2日でしたか、議案第62号で豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について否決されたという事実がございまして、そのことで、今も、私自身熟慮しているところでございます。

なお、現状では当然、否決されたからといって、それでよいというふうには思ってございません。今、熟慮しているところでございます。人勧は人勧、これはこれという形になろうかと思いますので、その辺はこのままでは自分自身もよしとは思ってございませんということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長(根津公男君) ほかにございませんか。 山田議員。

○1番(山田秀人君) この議案に対しては、この条例というのは、どなたがこれに影響を受けるかというと、町長、副町長、教育長という3人の特別職がこの給与に関する条例の改正に伴って影響を受けるということであります。これを否決されると、全然関係ない副町長までが影響を受けるということは、これはどうしても理不尽な話でありますが、それでもって、今、町長は、人勧は人勧だと、人事院勧告は今年の8月に勧告されたわけですから、これは全国の国や地方公務員の関係者を、民間ベースと比べてみてちょっと低過ぎるのだということでの勧告というのが一般的な考えです。

それに伴って、これを人勧どおりに引き上げたとすれば、それに基づいて自分たちの給料というのが期末手当、一時金と言われるものですが、これらが上がったり下がったりするわけです。それで、自分の給与を削減するとなると、そこをベースにしてみんな考えてしまうわけです。

そうすると、廃棄物処理法の問題の自分の責任の取り方というのは、その給与表をベースに 考えていくわけです。そうなった場合に、今回、可決されてこれが上がったものとして処理さ れていく、それをベースにして減額何%、そして何か月という格好になると、上がったものを ベースにして結局はやられる、そういうのが通常のことであります。

上がる前のものを条例の基礎としてやる、もしそんなことをしたならば、議会が議決したも

のを拒否して、そして、その算定をするという全くおかしな話になってくるわけです。ですから、そういうような考え方というのは果たして、人勧は関係ないということでありますが、どういうようなその計算の仕方になるのか。条例改正というのはそういうところまで影響してくるのだと私は考えますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** そのような金額のこととは私は思ってございません。その月数分、また減額分ということで考えていたところでございまして、上がったからどうのこうの、下がったからどうのこうのということではなくて、自分の責任の度合いについて熟慮をして、それでまた自分の考えをまとめていきたいと考えているだけでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** このことについて突き進めていくと、質疑よりも外れてしまうということですから、熟慮と言っても何か月もかけて考えるよりも、早くその結論を出して自分の責任の取り方を町民の前にさらけ出していただくということが肝心であります。

特に、この給料を下げるということは、そこに関連してシリアスな問題が出てくるということでありますので、そういうことを含めて申し添えておきます。

○議長(根津公男君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第67号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

〇議長(根津公男君) 日程第5、議案第67号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正に ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第67号 豊浦町職員の給与に関する条例の一部改正について ご説明いたします。

豊浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、令和4年8月8日付で、人事院の国会及び内閣に対する給与勧告があり、本町においても国家公務員の給与に準ずる基本原則に基づき、所要の改正が必要となりましたので、本条例案を提出するものであります。

改正条文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明しますので、3ページをお開き願います。 このページは、豊浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条に関するもので、 本年12月支給の期末手当から適用です。

第14条の5第2項第1号においては、12月支給の場合、100分の95を100分の105とするもので

す。

第2号においては、再任用職員に適用する条文で、12月支給の場合、100分の45を100分の50 とするものです。

次に、新旧対照表の22ページをお開きください。

このページは、豊浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第2条に関するもので、 令和5年4月1日から適用します。

第14条の5第2項第1号においては、均等支給割合に変更し、6月及び12月の支給割合100分の105を100分の100とするものです。

第2号においては、再任用職員に適用する条文で、6月及び12月の支給割合100分の50を100 分の47.5とするものです。

議案の4ページにお戻りください。

附則といたしまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は 令和5年4月1日から施行するものです。

第2項、第1条の規定による改正後の給与条例別表第1から別表第4までの規定は、令和4年4月1日から適用します。

第3項は、改正後の条例の規定を適用する場合は、改正前の条例に基づいて支給された支払 い済みの給料等は、内払いとみなす規定であります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 人事院勧告に基づいて町の職員の給料を上げるということであります。 人事院勧告について内容を申し上げると、3年ぶりの引上げになったということですが、実際は30歳代の後半以降の職員については据え置きなのです。そして、公務全体の生活改善にはならない、極めて低い勧告だったということが言われているのです。

特に、初任給です。つまり高卒ですが、この月例給について、民間の給与を921円下回るということです。そこら辺を当局が豊浦町の給与改定に関してどう考えるかということですが、高卒の官民の初任給の格差が解消になっていないのです。高卒で4,000円の引上げとしたのですが、中央最低賃金審査会の目安は全国平均が961円なのです。ところが、今回は921円であり、その差は40円に広がっているということなのですが、そこら辺の初任給についてのご認識はどういうふうに考えているのか。

もう一つは、この物価上昇に追いついていない改定率になっているということです。つまり、21世紀政策研究所という経団連のシンクタンクですけれども、この公共部門が民間も含めた賃金全体を引っ張っていくことによって地域活性化につなげるということまで発表しているにもかかわらず、この勧告はこうした役割を果たしていないという問題があります。

そして、問題の二つ目はどう聞くかというと、会計年度任用職員の期末手当が2年連続で引下げられたということですが、この会計年度職員の勤勉手当等の引上げをどういうふうに考えているのか、ご答弁いただきたいということであります。

そのほか、女性の非常勤職員の不安定な雇用、劣悪な処遇改善については何ら改善されていないということが、今回、8月8日に発表した人事院勧告であります。

以上の2点について伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) まず、初任給の認識ということです。

町といたしましては、先ほどご説明をさせていただきましたけれども、あくまでも人勧準拠、 国の公務員の準拠ということで合わせております。そういった部分の問題等が現状としてある のであれば、それは国がきちんと責任を持って考えるべきことだと考えております。

それから、会計年度任用職員の勤勉手当等の引上げということで、期末手当になりますけれども、こちらについては現行の豊浦町の取扱いでは翌年度からの適用ということでございます。

- ○議長(根津公男君) ほかにございませんか。
 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) この条例とは直接関係ないのですが、たまたま何日か前に事務局の資料を見たときに、懲戒処分の報告事項が30日にあるということでありますが、この前列にはそんな対象者は誰もいないと思っていますけれども、今回の人勧の期末手当の12月に支給するものは、懲戒処分の報告は30日ですね。11月末の30日にそういう報告があるということで、12月末だと、その辺の取組というか、支給の内容というのはどういう手法になりますか。
- 〇議長(根津公男君) 本所総務課長。
- ○総務課長(本所 淳君) 今はまだですが、30日の全員協議会でそちらの内容について報告をさせていただきたいと思っておりますので、詳細には現時点では言えませんが、もし懲戒処分等が適用になるということであれば、今回の12月のボーナス分からそこの部分の減額等が適用されるということでございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎発議第8号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 〇議長(根津公男君) 日程第6、発議第8号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山田総務文教常任委員長、登壇願います。

〇1番(山田秀人君) 発議第8号 豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正についてご説明いたします。

提案理由は、令和4年8月8日付で人事院の国会及び内閣に対して、3年ぶりの俸給表改定 と一時金引上げの勧告がありました。

プラス勧告となったことは、全国の国家公務員、地方公務員の願いではありましたが、30歳 代後半以降の職員は据置き、公務全体の生活改善にならない、極めて低い勧告となりましたの で、本町議会においても、勧告に基づき改正するものであります。

改定は、議員報酬、費用弁償、期末手当のうち、期末手当のみについての支給割合を0.1か月

分引上げることとしたため、関係条例について所要の改正が必要となることから、本条例案を 提出するものです。

別紙として、改正条文案は、豊浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

第1条として、第5条第2項中にある100分の212.5を100分の222.5に改める。第2条としては、第5条第2項中の改正は、令和5年4月1日からでありますが、100分の222.5を100分の217.5に改めるという改正案であります。

附則として、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の改定の規定は令和5年4月1日から施行するということでありますので、ご承知おきください。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑あれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

- ◎議案第68号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第6号)について
- ◎議案第69号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 〇議長(根津公男君) 日程第7、議案第68号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第6号) についてを議題といたしますが、日程第8、議案第69号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) についての補正予算案につきましては、繰出金の関係において関連があることから、一括して説明を受けることといたします。

提案理由の説明を求めます。

須田副町長。

○副町長(須田 歩君) 議案第68号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ3,661万7,000円を追加 し、総額を55億8,852万1,000円といたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その事業についてご説明 申し上げます。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に基づく2回目の補正になります。

歳出では、公式LINEアカウントを開設し、プッシュ型の情報発信を強化することで、幅 広い世代に町政の情報や本町の魅力を配信すること、また、町内事業者等の経済活動の支援を 行うため、特産品、産業、観光などのPR、SNS広告配信等による事業費を追加いたします。 そのほか、政府が実施する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の対象外である住民税が均等割のみ課税されている世帯や、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、農林漁業や商工業を営んでいる1経営体当たりなど、それぞれ5万円を原油価格や電気料金等の物価高騰の負担軽減を目的に交付する事業費を追加いたします。

また、認定保育所等の電気・給食材料費等支援事業の所要額の追加、特別会計への繰出金の 追加をいたします。

歳入につきましては、歳出に係る財源調整といたしまして、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するほか、財政調整基金からの繰入金を増額いたします。

次に、一般会計からの繰入金などを伴う、特別会計補正予算の概要を説明いたします。 議案書の28ページをご覧ください。

議案第69号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申 し上げます。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正につきましては、それぞれ53万円を追加し、総額を3億4,292万4,000円といたします。

補正の目的は、原油価格や電気料金を含む物価高騰の負担軽減と、経済活動の支援といたしまして、水道料金の基本料を令和4年12月及び令和5年1月の2か月分を減免することに伴い、その基本料の減免分を一般会計から繰り出すことから、財源更正するものでございます。

以上、議案第68号及び第69号についての提案理由の説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、初めに、議案第68号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第6号)についての質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

次に、議案第69号 令和4年度豊浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についての 質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

O議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月28日

議長

署名議員

署名議員